

On the catalogues of Kamikatsura-no-sho documents in the Province Yamashiro (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 一義 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24220

山城国上桂荘文書目録について(一)

——曆応四年比丘尼妙光上桂荘寄進文書目録写を中心にして——

伊藤一義

目次

- 一 はじめに
- 二 比丘尼妙光上桂荘寄進文書目録写に示された文書名の特定
- 三 比丘尼妙光上桂荘寄進文書目録写に示された文書の検討
 - (一) 一通 平氏女質券返契状(徳治三三十二)
 - (二) 三通 口入人山僧喜楽坊(少輔僧都円堅乞状案)
 - (三) 三通 同円堅内々状
 - (四) 二通 広康和与状 (以上本号)
 - (五) 三通 四辻宮令旨
 - (六) 二通 成尋大式阿闍梨奸訴状
 - (七) 二通 妙法院宮令旨
 - (八) 二通 同時玉熊丸陳状
 - (九) 二通 妙円・妙光讓状

山城国上桂荘文書目録について(一)

(一〇) 一通 同妙円副状、質券事

(一一) 四通 御仏事用途請取

四 むすびにかえて

一 はじめに

本稿では、一四世紀前半の鎌倉末期から南北朝前期の山城国上桂莊、上野莊、上桂上野莊あるいは、桂上野莊などと呼ばれた莊園の領家職、あるいは、領主職の帰属をめぐる紛争を視野にいれ、紛争の発端となった莊園の質入とそれに関連する文書群の東寺への寄進に際し作成された目録(以下、「質入関連文書目録」という)をとりあげる。上桂莊の所領は、桂川を挟んで現在の京都市西京区上桂・桂上野と右京区にわたって存在していた。

上桂莊に当該質が設定された事情の概略は、債務者(質入人)である比丘尼妙円等が、二回にわたり合計六〇貫文を債権者(質取人)である平氏女から借用した。その保証として上桂莊相伝手継文書八通を担保として借状(利息付金銭消費貸借・文書質入設定契約書)を作成し、さらに上桂莊売券(売却書)・上桂莊讓状(贈与書)も作成して債権者である平氏女に渡したというものである。その後、債務不履行が要因となり、上桂莊の権益を主張する源氏女側と東寺との本所帰属紛争へと発展していった。それは、建武四(一三三七)年八月から康永四(一三四五)年五月の約八年間にわたり公家から武家へ、さらに、武家から公家へと裁定の場を移管してくりひろげられた事例である。

また、当該貸借契約に際して設定された質は、差質、あるいは、見質といわれる非占有質に属し、所領を差質とす

る代わりに、当該所領に関する権利関係文書を質入れする文書質の事例でもある。とくに、領有的な性格をもつ荘園構造の特質に注目する必要がある、その特質からみても荘園の質入は文書質が適格的である。なお、質には占有質（入質）といわゆる現在の抵当にあたる非占有質（差質・見質）とがあり、所領の入質の場合、債権者は質地から収益をえることができるので、債務者から別に利子をとることはできないし、質流れが禁止されていた。それに對し差質の場合、債務者は利子支払い義務を負い、債務の弁済期間がすぎるとか、あるいは、利子の額が元本と同額になれば、質物は流れて債権者に帰属することになる。

上桂荘に関する質入関連文書目録は二種類ある。一つは債務者（質入人）側の質入関連文書目録と、もう一つは債権者（質取人）側の質入関連文書目録である。前者は、曆応四（一二三四）年一〇月二二日の比丘尼妙光寄進文書目録（以下、「目録一」と表記する）であり、後者は、年月日未詳 南泉房成尋所持上桂荘文書目録（以下、「目録二」と表記する）である。本稿では、前者の比丘尼妙光寄進文書目録を対象とし、この寄進文書目録に示された文書の具体的文書名の特定、その復元と検討を行う。

(1) 瀬野精一郎編「日本荘園史大辞典」吉川弘文館、二〇〇三年、一三五・一三六頁、阿部猛・佐藤和彦編「日本荘園大辞典」東京堂出版、一九九七年、一一頁参照。本稿では、上桂荘の呼称に統一した。

上桂荘は、一二世紀末に七条院の甥清敏から七条院（一一五七―一二二八年。高倉天皇との間に後高倉院と後鳥羽天皇を産む。）に寄進されて七条院領を構成する荘園の一つとなる。七条院領は、一二二一年の承久の乱で京方（朝廷方・後鳥羽上皇方）として一時鎌倉幕府が没収された。その後、後高倉院に返還され、後高倉院から母の七条院に戻される。この七条院領は安貞二（一二二八年八月五日）に七条院から修明門院（一一八二―一二六四年。後鳥羽天皇との間に順徳天皇を産む。）へ譲与され、さらに、建長三

(3)

(二二五) 年一〇月八日に修明門院から四辻宮善統親王(以下、四辻親王と表記する。〔文保元(一二三)年三月二十九日没。順徳天皇の子〕へ譲与された。しかし、その後、四辻親王が、正応二(一二八九)年に後宇多上皇(一二六七〜一三三四年没。天皇在位(一二七四〜一二八七年)。治天の君(後二条天皇期(一二三〇)〜一三〇八年)、後醍醐天皇期(一三一八〜一三三二年))に對してなした奇進行為が紛争原因の一つとなった。おそらく、その後は後宇多法皇から後醍醐天皇(一二八八〜一三三九年没。尊治親王。一三一八(文保二)年天皇即位。一三三二(元亨元)年二月に後宇多法皇の院政を廃止して記録所を再興、新政を開始した。)に譲与されたと推定される。南北朝期になると南朝となり京都を離れた後醍醐天皇の本家職は形式的なものとなり、實質的に東寺が担うこととなる。ここに東寺は、正和二(一二三三)年に寄附された上桂荘の領家職とともに本家職を領有することとなる。

正和二(一二三三)年に四辻親王が領有している上桂荘は、後宇多法皇が他の荘園と交換することを条件に東寺に寄附(贈与)された。その後、いわゆる東寺領として正和五(一二三六)年預所大納言法印道我のもとで下司沙弥道覚を責任者として上桂荘の正検注(正式な荘園内の土地面積等と耕作人(年貢負担者)の調査)を実施し、田地約一五町八段、定米(年貢米)約七九石を把握した。また、東寺領上桂荘は、檜原里・郡里・尾花里・足長里・曾禰里・村合里・荒木里・桑原里・市原里の一〇カ所に散在していた。一〇カ里のなかでも檜原里・郡里・尾花里・足長里に荘地が集中していた。一四世紀前半は、上桂荘は本荘・新荘・河原田で構成され、一四世紀末には本荘・散在で構成されていた。

上桂荘は、桂川の氾濫平野に位置し、桂川の洪水による河道変更にさらされた。鎌倉期の桂川は現河道より南側、九世紀はさらに南であったと推定されており。現在の河道になるのは一四世紀末と推定され、この河道変更は上桂荘の中心的水田地帯を壊滅させたと推測されている。他方、桂川は、洪水ももたらしたが、洛中の丹波口から桂・檜原・老ノ坂をへた丹波に向かう交通の要衝であり、平安期には、紅葉の景勝の地として有名で藤原道長の桂山荘をはじめ貴族の山荘があった。また、河川交通の要衝でもあり、木材運搬さらに陸揚地として嵯峨・梅津・桂は三津とよばれ活発な商業活動も行われていた。上桂荘は、農耕を中心とし、一方では桂川の洪水に悩まされ、他方では交通や桂川を利用した木材商業の要衝地として機能したと推測される。

(2) 上桂荘の諸紛争の全体像の概略図・年表については、源城政好「東寺領上桂荘における領主権確立過程について―伝領とその相論―」(同「京都文化の伝播と地域社会」所収、思文閣出版、二〇〇六年。初出、日本史研究会史料研究部会編「中世の権力と民衆」所収、創元社、一九七〇年)七頁一頁参照。岩間敬子「徳治三年二月十日「比丘尼妙円等連署日吉上分物借状案」をめぐって」(「東寺文書研究会」報告レジュメ、一九九四年七月二四日、京都学生研修会館)。上島有「山城国上桂荘の一通の謀作文書(一)―非

文字列情報 の歴史情報資源化―〔古文書研究〕七〇号、二〇一〇年二月、三、一二・二三頁参照。

- (3) 中田薫「日本中世の不動産質」〔同〕『法制史論集』二巻所収、岩波書店、一九三八年。菅野文夫「中世における土地売買と質契約」〔史学雑誌〕九三編九号、一九八四年九月。新田一郎「日本中世の社会と法―国制史の変容―」〔東京大学出版会、一九九五年〕七四―一八頁参照。西村安博「取引法」〔浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編〕『日本法制史』所収、青林書院、二〇一〇年。一四〇・一四二頁参照。井原今朝男「日本中世債務史の研究」〔東京大学出版会、二〇一一年〕一―五二頁参照。なお、従来の売買、質入の対象となる「所領」という概念は、どちらかといえば、ある意味で近代的な所有権の対象となるような不動産のイメージに近い一筆一筆の土地に重点が置かれているか、あるいは、本稿で対象とする荘園所領との区別をあまり意識していないようにも見える。この点については、今後の課題としたい。

- (4) 上桂荘に関する文献として、源城政好「東寺領上桂荘における領主権確立過程について―伝領とその相論―」〔同〕『京都文化の伝播と地域社会』所収、思文閣出版、二〇〇六年。初出、日本史研究会史料研究部会編「中世の権力と民衆」所収、創元社、一九七〇年。網野善彦「東寺学衆と学衆方荘園の成立」〔中世東寺と東寺領荘園〕所収、東京大学出版会、一九七八年。同「東寺領荘園について」〔同〕『日本中世土地制度史の研究』所収、塙書房、一九九一年、五八三・四頁。伊藤喜良「室町幕府と武家執奏」〔日本中世の王権と権威〕所収、同朋舎、一九九三年。初出、『日本史研究』一四五号、一九七四年。金田章裕「桂川の河道変遷と東寺領上桂荘」〔微地形と中世村落〕所収、吉川弘文館、一九九三年。初出、『京都市歴史資料館紀要』第一〇号、一九九二年一月。京都府立総合資料館歴史資料課編（武田修 編集担当）『第七回東寺百合文書展 上桂荘―伝領と相論―』〔京都府立総合資料館、一九九〇年〕。武田修「上桂荘」〔東寺宝物館編〕『東寺とその荘園』所収、一九九三年。一七七・八頁。同「長徳三年玉手則光寄進状と上桂荘差図について」〔京都府立総合資料館紀要』第二号、一九九四年三月〕。池田好信「山城国―上桂荘―」〔網野善彦・石井進・稲垣泰彦・水原慶二編〕『講座日本荘園史』七（近畿地方の荘園Ⅱ）所収、吉川弘文館、一九九五年。二二二・二六頁。上島有「山城国上桂荘の一通の謀作文書」〔一〕非文字列情報の歴史情報資源化―〔古文書研究〕七〇号、二〇一〇年二月〕。同「山城国上桂荘の一通の謀作文書」〔二〕非文字列情報の歴史情報資源化―〔古文書研究〕七一号、二〇一一年五月〕。三藤秀久「鎌倉末期における荘官の悪党化―山城国上桂荘における東寺の支配確立と悪党事件―」〔悪党研究会編〕『中世荘園の基層』所収、岩田書院、二〇一三年。伊藤一義「一四世紀における山城国上野荘について」〔法学』四八巻六号、一九八五年二月〕。同「山城国東寺領上野荘下司秦清兼の一動向―暦応三―四年の名主職を中心に―」〔法制史研究』四二号、一九九二年二月〕。同「一四世紀前半における東寺の山城国上野荘支配―学衆評定引付を中心に―」〔東北学院大学論集・法学』四三・四四合併号、

一九九四年三月)、同「東寺領山城国上桂庄をめぐる紛争について―曆応二年の東寺庭中申状を中心にして―」(服藤弘司先生奉
 寿記念論文集刊行会編「日本法制史論纂―紛争処理と統治システム―」所収、創文社、二〇〇〇年)、同「東寺領山城国上桂上野
 莊の給主職について」(東寺文書研究会編「東寺文書にみる中世社会」所収、東京堂出版、一九九九年)、同「山城国上野莊史料(上)」、
 (下)」、「宮城学院女子大学基督教研究所研究年報」二二号、一二二号、一九八八年三月、一九八九年三月)、同「山城国上野莊史料
 目録(一)」、「(二)」、「(三)」(「東北学院大学論集・法学」三九号、四二二号、四四号、四九一年九月、一九九三年三月、一九九四
 年一〇月)。なお、その他の文献に関して上記文献、および、京都府立総合資料館編「東寺百合文書にみる日本の中世」(京都新聞社、
 一九九八年)と「京都府立総合資料館紀要」三六号(二〇〇八年)所収の「東寺百合文書関係論文目録」を参照。

- (5) 徳治三(一三〇八)年二月一〇日 某日吉上分物借状案(「東寺百合文書」ケ函八号。大中臣千代松丸等連署日吉上分物借状案
 上烏有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三〇号。千世松丸・広康・妙円連署日吉上分物借状写(「東寺百合文書」ヒ函四三三号(三))。
 上烏有編「山城国上桂庄史料」上巻、一六五号(3)で五〇貫文借用、徳治三(一三〇八)年六月三〇日 比丘尼妙円・大中臣
 広康連署日吉上分物借状(「東寺百合文書」ヌ函七号。上烏有編「山城国上桂庄史料」上巻、一九九号)で一〇貫文借用し、合計
 六〇貫文となる。前者史料については後述する。

- (6) 徳治三(一三〇八)年二月二日 平氏女桂上野莊文書請取状(「東寺文書」無号之部一九号。平氏女上桂庄文書請取状 上烏
 有編「山城国上桂庄史料」上巻、一七号)。この請取状には、桂上野庄文書八通と、新券三通を受け取ったと記載されている。こ
 れについては後述する。

- (7) 注(3) 所引西村安博論文四一頁、注(3) 所引中田薫論文三五八〜三六二頁参照。

- (8) 石井進「莊園の領有体系」(網野善彦他編「講座日本莊園史 2」所収、吉川弘文館、一九九一年)九八〜一一七頁参照。注
 (3) 所引新田一郎論文一四〇〜一五二頁参照、小山靖憲「古代莊園から中世莊園へ」(同「中世寺社と莊園」所収、塙書房、
 一九九八年)二七五〜二八三頁参照。川端新「莊園制成立史研究の視角」(「莊園制成立史の研究」所収、思文閣出版、二〇〇〇年)
 三〜二〇頁参照。

- (9) 注(3) 所引西村安博論文四〇・四一頁参照。

- (10) 「白河本 東寺百合古文書」第一〇六冊。上烏有編「山城国上桂庄史料」上巻、一一一頁参照。

なお、文書名は、原則として上烏有編「山城国上桂庄史料」の文書名をもちいた(上烏有編「山城国上桂庄史料」上・中・下巻、
 東京堂出版、一九九八・二〇〇〇・二〇〇三年)。史料の翻刻に際し、割注部分は()の記号で示した。また、「山城国上桂庄史料」

にある紙継目・行末改行等の表記・記号は省略した。漢字は、原則として常用漢字を用いる。また、「東寺百合文書」については、原則として京都府立総合資料館「東寺百合文書 WEB」を利用した。上島有「東寺百合文書と中世アーカイブス学研究の黎明―百合文書のデジタル画像の公開によせて―」（『京都府立総合資料館紀要』四三号、二〇一五年三月、とくに七二―七八頁）参照。

(11) 「東寺百合文書」シ函八六号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三五号。

この目録は、年月日未詳であるが康永二（一三三三）年一月四日（南泉房成尋上桂莊相伝文書讓狀（『東寺百合文書』マ函四四号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三三三）から康永三（一三三四）年一月四日（南泉房成尋袖判契約米請取狀（『東寺百合文書』子函一七号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一四四号）までの間に作成されたと推定される。なお、上島有氏は、この南泉房成尋所持上桂莊文書目録に収められていたと推定される比丘尼教明藤原氏女讓狀案（『東寺百合文書』京函二四号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一〇号）の有する重要性和特質について詳述され、このことが本稿作成の動機の一つになった（上島有「山城国上桂庄の一通の謀作文書（一）（二）―非文字列情報 of 歴史情報資源化―」（『古文書研究』七〇号、二〇一〇年一月、「同」七一号、二〇一一年五月）参照。南泉房成尋所持上桂莊文書目録については、別稿を予定している。

二 比丘尼妙光上桂莊寄進文書目録写に示された文書名の特定

東寺方上桂莊預所道我が中心となり、質入人（債務者）方比丘尼妙光（徳治三（一三〇八）年六月三〇日付借狀¹の債務者の一人である祖母比丘尼妙円より上桂莊を譲与された孫娘²）から質入関連文書の寄進をうけ、権律師良成が目録を作成したものが比丘尼妙光寄進文書目録写（これを以下、「目録一」と表記する）である。目録作成者の権律師良成は、質入関連文書の寄進に対する毎年の報酬受取に質入人方比丘尼妙光が権律師良成の署名と花押（「判形」）を必要とされていることから、質入人方比丘尼妙光側の人物と思われる。

比丘尼妙光寄進文書目録写（正確な文書名表示が必要な場合を除き、以下、「比丘尼妙光寄進文書目録」あるいは「目録一」とする）は、左の通りである。

【史料 一】

上桂庄調度文書目録事

- 一通 平氏女質券返契状（徳治三三十二）
 - 三通 口入人山僧喜楽坊（少輔僧都円堅乞状案）
 - 三通 同円堅内々状
 - 二通 広康和与状
 - 三通 四辻宮令旨
 - 二通 成尋大弍阿闍梨奸訴状
 - 二通 妙法院宮令旨
 - 二通 同時玉熊丸陳状
 - 二通 妙円・妙光讓状
 - 一通 同妙円副状、質券事
 - 四通 御仏事用途請取
- 右送進目録如件

曆応四年十月廿一日

権律師良成（花押影）

具体的に「史料 一」（目録二）に対応する文書名を特定すると、以下のようになる。

(一) 一通 平氏女質券返契状（徳治三三十二）

徳治三（二三〇八）年二月二日 平氏女桂上野荘文書請取状（「東寺文書」無号之部一九号）⁽⁵⁾

(二) 三通 口入人山僧喜楽坊（少輔僧都円堅乞状案）

①（徳治三（二三〇八）年）二月一日 喜楽房円堅書状（「東寺百合文書」の函五七号）⁽⁶⁾

②（年未詳）七月一日 喜楽房円堅書状（「東寺百合文書」チ函二四四号）⁽⁷⁾

③ 年未詳九月八日 喜楽房円堅書状（「東寺百合文書」ヨ函一八一号）⁽⁸⁾

(三) 三通 同円堅内々状

① 徳治三（二三〇八）年二月一日 某日吉上分物借状案（「東寺百合文書」ケ函八号）⁽⁹⁾

② 年月日未詳 某讓状案（「東寺百合文書」ユ函一六五号）⁽¹⁰⁾

③ 年月日未詳 某売券案（「東寺百合文書」ユ函一六五号）⁽¹¹⁾

(四) 二通 広康和与状

① 正和五（一三三六）年五月二〇日 大中臣広康・藤原氏女連署和与中分契約状（「東寺百合文書」み函二二号）⁽¹²⁾

② 文保元（一三二七）年二月一日 大中臣広康置文写（「白河本 東寺百合古文書」第五九冊）⁽¹³⁾

(五) 三通 四辻宮令旨

- ① 正和五(一三一六)年五月一六日 四辻宮善統親王令旨〔東寺百合文書〕ホ函一(一)号¹⁴⁾
 - ② 正和五(一三一六)年五月一六日 四辻宮善統親王令旨〔東寺百合文書〕こ函四(四)号¹⁵⁾
 - ③ 年月日未詳 四辻宮善統親王女房奉書〔東寺文書〕射二(二)¹⁶⁾
- (六) 二通 成尋大式阿闍梨奸訴状

この二通の奸訴状に該当する文書名の比定については、後述する「(七) 二通 妙法院宮令旨」と「(八) 二通 同時玉熊丸陳状」とも整合性をもち、かつ、この当時の訴訟手続を形式的かつ厳格に適用した場合には左記のようになると考えられる。

- ① (嘉暦三(一三三二)年) 二月二日 南泉坊成尋申状〔東寺百合文書〕ヒ函三五号¹⁷⁾
- ② (嘉暦三(一三三二)年) 九月二〇日 南泉坊成尋書状〔琵琶湖博物館所蔵文書〕

比丘尼妙光・種康(玉熊丸)から上桂荘の文書寄進を受けた東寺が種康の名前を借りて東寺が実質的な訴人として、成尋を論人(被告)とし「四辻宮正応御讓状等七通」の返却を求める訴訟(これは東寺が、源氏女の面を替えた頼清に対して違法な訴訟手段と非難した同じ手法の訴訟)を暦応四(一三四一)年二月 日に檢非違使庁に提訴した¹⁸⁾。その際に唯一の証拠文書として機能した文書が(嘉暦二(一三三二)年)六月七日 南泉坊成尋請文〔東寺百合文書〕マ函三四号²⁰⁾であるため、この「目録一」にふくまれていた可能性が推定される。ただし、中世訴訟手続としては、本来この請文は、玉熊丸側に保管されるべき文書なので(八)の「同時玉熊丸陳状二通」に副えられていたことも考えられるが、しかし、成尋大式阿闍梨奸訴状二通の具書として添付されていた可能性もあるので検討を要する。

(七) 二通 妙法院宮令旨

① (嘉曆三(一二三二八)年) 八月二三日 妙法院宮令旨〔「東寺百合文書」七函七六号⁽²¹⁾〕

② (嘉曆三(一二三二八)年) 九月二〇日 妙法院宮令旨〔「東寺百合文書」ホ函九二号⁽²²⁾〕

(八) 二通 同時玉熊丸陳狀

① (嘉曆三(一二三二八)年) 八月一九日 玉熊丸代浄願請文案〔「東寺百合文書」七函七号⁽²³⁾〕

② (嘉曆三(一二三二八)年) 一〇月三日 玉熊丸代浄願請文案〔「東寺百合文書」七函七号⁽²⁴⁾〕

(六)、(七)(八)を文書の「かたまり」(文書群)という視点からみると(六)―①と(七)―①とがセット(訴状と令旨)でこのセットに対する陳狀が(八)―①という「かたまり」となり、(六)―②と(七)―②とがセット(重訴狀と令旨)でこのセットに対する重陳狀が(八)―②というもう一つの「かたまり」をなす。この二つの「かたまり」が成尋と玉熊丸の当該紛争の全体を構成している。

(九) 二通 妙円・妙光讓狀

① 正中三(一二三二六)年三月八日 大中臣氏女上桂莊讓狀〔「東寺百合文書」テ函一七号⁽²⁵⁾〕

② 延慶二(一二三〇九)年一〇月八日 尼妙円上桂莊讓狀〔「東寺百合文書」テ函一七号⁽²⁶⁾〕

(一〇) 一通 同妙円副狀、質券事

年月日未詳(延慶二年) 尼妙円上桂莊讓狀〔「東寺百合文書」オ函二七五号⁽²⁷⁾〕

権律師良成の「目録一」の作成意図を斟酌すれば、(九)の文書は(九)―②、(九)―①の順に貼り継がれ一つの「かたまり」をなし、(九)―②の副狀が(一〇)という独立した形で構成されていたと推定される。しかし、質入人妙円・

妙光が保管していた段階では、まず、(九)―②に副状の(二〇)が添えられ、その後(九)―①が作成されて三通が一つの「かたまり」をなし、以下の順になっていた可能性がある。

(九)―①正中三(一三二六)年三月八日 大中臣氏女山城国上桂荘讓状

(九)―②延慶二(一三〇九)年一〇月八日 尼妙円山城国上桂荘讓状

(二〇) 年月日未詳 尼妙円山城国上桂荘讓状

その後「目録一」の寄進をうけた東寺側が、権律師良成の「目録一」の作成意図に従い(九)(二〇)という形で伝来してきたとも考えられる。

(一一) 四通 御仏事用途請取

① 嘉元二(一三〇四)年九月一三日 四辻宮善統親王家仏事用途請取〔東寺百合文書〕ヤ函一三号(一)⁽²⁸⁾

② 嘉元三(一三〇五)年九月二日 四辻宮善統親王家仏事用途請取〔東寺百合文書〕ヤ函一三号(二)⁽²⁹⁾

③ 嘉元四(一三〇六)年九月一四日 四辻宮善統親王家仏事用途請取〔東寺百合文書〕ヤ函一三号(三)⁽³⁰⁾

④ 徳治二(一三〇七)年九月二日 四辻宮善統親王家仏事用途請取〔東寺百合文書〕ヤ函一三号(四)⁽³¹⁾

以上、合計二五通である。⁽³²⁾

比丘尼妙光寄進文書目録の対象となった文書群の具体的内容は、暦応四(一三四一)年頃になって初めて上桂荘預所道我や東寺に知られるところとなったのではないかと推測している。⁽³³⁾

権律師良成の「目録一」の構想は、以下のように構成されていたと思われる。質取人(債権者)平氏女が、質入人(債務者)比丘尼妙円等より質物として入れ置いた相伝手継文書八通と借状・讓状・売券三通の請取状の(一)で始

まり、質取人平氏女の実務代行者と推定される円堅による借状・讓状・売券三通の作成過程や借用後の質入人の弁済経過とそれに対する質取人の対応を記した(二二)―①・(二二)―②・(二二)―③と続き、円堅作成の借状(二三)―①・讓状(二三)―②・売券(二三)―③三通の土代(草案)で締めくくられている。つぎに、借財返済のため質物対象である上桂莊取戻しの対策として質入人比丘尼妙円側は、大中臣広康と妙光御前との協力(四)―①、その後の上桂莊取戻しの対策責任者の交代(四)―②、それに対する本家による上桂莊の安堵(五)―①・(五)―②、(五)―③とが対応している。さらに、質取人と質入人との上桂莊の紛争に関して、質取人の訴状(六)―①・(六)―②と本所の令旨(七)―①・(七)―②、これへの質入人の反論である陳状(八)―①・(八)―②が一つのまとまりをなしている。そうして質入人側の上桂莊の相続の正当性を示す讓状(九)―①・(九)―②と(九)―②の讓状の副状(二〇)が対をなし、最後に、上桂莊の当知行の補足的支証として本家の仏事用途請取(二二)―①・(二二)―②・(二二)―③・(二二)―④で締めくくられている。

- (1) 徳治三(一一三〇八)年六月三〇日 比丘尼妙円・大中臣広康連署日吉上分物借状(「東寺百合文書」又函七号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一九号)。
- (2) 延慶二(一一三〇九)年一〇月八日 尼妙円上桂莊讓状(「東寺百合文書」テ函一七号(二)。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、五八号(2)。正和五(一一三二六)年五月二〇日 大中臣広康・藤原氏女連署和与中分契約状(「東寺百合文書」み函一二号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、三七号)。
- (3) 比丘尼妙光・康種連署契約状には、「彼好訴をと、めんかために、当庄相伝の文書等、悉所奉寄進東寺也」と記されている(歴応四(一一三四一)一〇月二三日「東寺百合文書」み函二一号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一一二号)。また、道我の主導で債務者側の質入関連文書の寄進に対する報酬として比丘尼妙光側(毎)年御扶持分(二期の間、毎年五石)を支給するとしている

る(曆応四(一三四一)一〇月十九日 聖無道院道我契約状案〔同上〕子函一四号(二)。上島有編〔同上〕上卷、一四一号(2)。
 曆応四(一三四一)一〇月二十三日 聖無道院道我袖判契約状案〔同上〕子函一四号(三)。上島有編〔同上〕上卷、一四一号(3)。
 曆応四(一三四一)一〇月二十七日 祐賢等連署奉書案〔同上〕へ函四一号。上島有編〔同上〕上卷、一一三号)。なお、一〇月二十七日付祐賢等連署奉書案の御使祐賢は預所道我的代官で、御使のもう一人は真祐の可能性がある。ただし、東寺と比丘尼妙光等との良好な関係は、康永三(一三四四)年二月 日に破綻するとともに、破綻した場合に寄進文書を返却するという条件も無視され、妙光が寄進した文書は東寺に略奪されこととなった(比丘尼妙光申状〔東寺百合文書〕子函一四号(一)。上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一四一号(1))。

- (4) 前出第一章注(10)所引史料参照。曆応四(一三四一)一〇月二十七日 祐賢等連署奉書案〔東寺百合文書〕へ函四一号。上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一一三号)。
- (5) 平氏女上桂荘文書請取状 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一七号参照。
- (6) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一六号参照。
- (7) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、二四号参照。
- (8) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、二五号参照。
- (9) 大中臣千代松丸等連署日吉上分物借状案 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一三号参照。
- (10) 大中臣千代松丸等連署讓状案 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一五号(1)参照。
- (11) 大中臣千代松丸等連署亮券案 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、一五号(2)参照。
- (12) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、三七号参照。
- (13) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、五〇号参照。
- (14) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、三四号参照。
- (15) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、三五号参照。
- (16) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、三六号参照。
- (17) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、六四号参照。
- (18) 上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷、七一号参照。
- (19) 左衛門尉康種^{主丸}申状并具書〔東寺百合文書〕ケ函二九号(一)(二)。上島有編〔山城国上桂庄史料〕上卷 一一八号(1)

(2) 参照。

- (20) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、六二号参照。
- (21) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、六五号参照。
- (22) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、七〇号参照。
- (23) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、七三号(1)参照。
- (24) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、七三号(3)参照。
- (25) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、五八号(1)参照。
- (26) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、五八号(2)参照。
- (27) 上島有編「山城国上桂庄史料」下卷、八六四号参照。
- (28) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、一二号(1)参照。
- (29) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、一二号(2)参照。
- (30) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、一二号(3)参照。
- (31) 上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、一二号(4)参照。
- (32) 康永二(一三四三)年二月一日 聖無動院道我所持上桂庄文書目録(「東寺百合文書」カ函三七号。上島有編「山城国上桂庄史料」上卷、一三七号)にも「比丘尼妙光寄進東寺文書廿五通」とある。
- (33) 前注(32)所引史料参照。比丘尼妙光(大中臣氏女)の余流として質入人側の玉熊丸の存在をしりえるのは建武四(一三三七)年九月から暦応二(一三三九)年四月ころであると推定されるからである。具体的検討は別稿でおこなう。

三 比丘尼妙光上桂庄寄進文書目録写に示された文書の検討

前章で行った文書目録(目録一、【史料 一】)に示された文書名の特定に基づき具体的に個別文書の内容の概略とその検討をすることとする。

(一) 一通 平氏女質券返契状〔徳治三三二二〕

徳治三(一三〇八)年二月一二日 平氏女桂上野荘文書請取状〔東寺文書〕無号之部一九号。平氏女上桂荘文書請取状 上島有編『山城国上桂庄史料』上卷、一七号)。「山城国上桂庄史料」の註記同様に不明部分は、「白河本東寺百合古文書」第五九冊の写を参照した。

【史料 一一(二)】

(端裏書)

「かつらのもんそともうけとらせ給ふミ

とくち三ねん二月十日^(二日)

かつらのかミの、しやうのもんそ、いん^(せんてんかの即けうさとう)のとし^(もし徳治参年さる)のとし

しんけん参つう^(なしかに)給候ぬ、

〔より四かねんのうちにし〕ちきやう^(し候ハ、へちのとかにておこな)ハレ

〔候へし、よてうけとりの状〕如件、

〔徳治三年二月十二日〕

〔平氏〕女(花押)

〔内容の概要〕

質取人平氏女が質入人比丘尼妙円側から桂上野庄の相伝手継文書八通の証文と新券三通を請け取ったとしている。新券三通とは、借状、讓状、売券のことである。質取人は、借状記載の通り徳治三（一三〇八）年より四年間は質流れとしない、もし違反したならば「咎」をうけるといふ罪科文書付で誓約している。

〔内容の検討〕

平氏女桂上野庄文書請取状は正文である。桂上野庄文書・院宣・殿下の御教書捌通（八通）となっている。また、相伝手継文書に従えば正確には「上桂庄」とすべきであるが「桂上野庄」「桂」の「上野庄」となっている理由については不明である。この時に作成された借状、讓状、売券である新券三通の正文は、円堅により徳治三（一三〇八）年（二月一〇日）某日吉上分物借状案（「東寺百合文書」ケ函八号。大中臣千代松丸等連署日吉上分物借状案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三号）、年月日未詳 某讓状案（「東寺百合文書」ユ函一六五号（一）。（徳治三年二月一〇日） 大中臣千代松丸等連署讓状案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一五号（一））と年月日未詳 某売券案（「東寺百合文書」ユ函一六五号（二）。（徳治三年二月一〇日） 大中臣千代松丸等連署売券案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一五号（二）を土代（本章（三）参照）として作成された証文三通と考えられる。しかし、当該新券三通の正文も案文、写も伝来していないと推定する。

（二） 三通 口入人山僧喜楽坊（少輔僧都円堅乞状案）

- ①（徳治三（一三〇八）年）二月一〇日 喜楽房円堅書状（「東寺百合文書」の函五七号。上島有編「山城国上

桂庄史料」上卷、一六号)

【史料 一一(二)一①】(①②)は、読み下の順を示す。

(本紙端裏ウラ書)

「 (切封墨引)

本□御房

凹豎」

(本紙袖)

(切封)

㊦御中人々も申候ハんと

申候き、かやうの事くハしく

うけ給へく候、あなかしく

二月十日

凹豎

①かつらの事、きのふハちう日にて候しかハ、さためて御は、かり候ハんすらんとて、しもよりした、めて、しやうのあんをもまいらせす候、けふようとうをやらせ給候へきよしうけ給候、せうもんのあんまいらせ候、しさい候ハすハ、しもへ申つかハし候へく候、又せうもんにとりかへ候ハんするようとうハ、まついくらにて候

やらん、すくにかのところへもたせ候て、せうもんを給候て、ミなをハまいらせ候ハんと申候、又このあんハ、しやうくわう房二御もんたう候けるふんをかきて候、ちかひて候ハ、うけ給候へく候、又ゆつり状うりふミにハ、ねんかうも候ハて、御なはかりにて候へく候、又てつきにさゑもんと、御なにて候へハ、たハかきて候つとも、御はんをハ

〔内容の概要〕

質取人平氏女の実務代行者田堅から桂（の上野庄）に関して、「しも」「下」は質取人の居住地か。【史料 一―二二―②】の「きたこうち」（北小路と同地か）より「しやうのあん」（状案）を受け取った。質入人が必要としている借入金額である「ようとう」（用途）を確認して報告せよ。用途が確定次第、借状の「せうもん」（証文）を作成した上で借入金額を支払う。この借状の案（土代）は「しやうくわう房（妙円・広康側の人物か）」と打ち合わせて合意した内容を記載した（「御問答候ける分を書きて候」。讓状・売文の土代についても訂正・加筆があれば連絡してくるようにという書状であった。

〔内容の検討〕

質取人の実務代行者田堅は、借状の案（土代）作成に際し、質入人妙円・広康側の人物と思われる「しやうくわう房」【史料 一―二二―③】参照）と打ち合わせて合意した内容を記載したしたこと。また讓状・売文の土代についても訂正・加筆があれば連絡せよという内容である。これは、質取人側が借状・讓状・売文内容の主導権を有しているが、それは一方的ではなく質入人の意向も斟酌した合意形成を念頭においている様子を伺うことができる。この時

に提示された借状・讓状・売文の土代が「(三) 三通 同円堅内々状」で質入人に交付されていることにも現われている。

② (年未詳)七月一〇日 喜楽房円堅書状〔東寺百合文書〕千函二四四号。(応長元年)七月一〇日 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、二四号)。

【史料 一(二)②】(①)①は、読み下の順を示す。

(本紙袖)

(切封跡)

① ふてうに候

② 一ねんのりふんをたに

やうに候事

も御さた候はて、いま

なけいきり候、

かやうに候へハ、一かうにミの

①まいり候て申入候へく候へとも、それも人にてこそ申候へハとて申候、かつらの事、御さたもみちゆき候ハぬよしうけ給候、返々もたいなく候、それにつき候て、御もんそいれおかせ給候いしか、きたこうちにもようとういり候て、ほかに人のかたへつかハし候、その人のもとより、かつらかように候うへハ、ことしハ、のりすゑみやうへひとをくたし候はんするにて候、そのやうをこころえよと申たひて候、いかやうに候へく候やらん、もしこれにて又御さた候て、御みちやりもや候はんすらんとて、いそき申候、御返事二うけ給候て、つたへ申

へく候よし申させ給候へ、あなかしく、

七月十日

円堅

(札紙奥ウワ書)

「 (切封墨引)

おほ^三□やとの

円堅」

〔内容の概要〕

質取人の実務代行者円堅に質入人から桂上野庄に関する領有のための諸行動（沙汰）が機能していない点が報告され、これに対し円堅から北小路（「しも」と同じであろう）に住する質取人にも経費調達の必要があり、当該質物の相伝手継文書を他人に譲渡すること、その相伝手継文書を受け継いだ人から桂上野庄に関する領有ができない場合は替地を要求する旨の伝言があったこと、および、質入人が一年分の利息未払いにより円堅の不手際が叱責されていることが記されていた。

〔内容の検討〕

当該質物の相伝手継文書を他人に渡したとは、延慶三（一一三一〇）年三月五日の質取人平氏女による山門東塔北谷十禅師二季彼岸料所への寄進を指している可能性がある（同年月日 平氏女寄進状案（「東寺百合文書」ほ函二〇号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、二〇号）。もし、そうだとすれば質入人にもその事実が知らされたことになる。

上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、二四号での(応長元年)とする根拠は、後年の編纂である「東寺百合文書」
 ヒ函四三号(五)。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、一六五号(5)の「延慶四」(二三一年)という年号が応
 長と改元したことをうけ応長元年とするが、正文に付年号は存在しないので、寄進をうけた東寺が編纂時に備忘録的
 に挿入したと考えられる。東寺が挿入した根拠は不明であるが、おそらく『山城国上桂庄史料』の推定のごとく応長
 元(二三一年)年頃と推定されるが、ここでは正文に基づき未詳とした。また、宛所の「おお□^三やとの」とは、大宮
 に四辻親王家の邸宅があったと推定されるので(故 四辻大宮より、藤原氏女ニ譲下され)(暦応四(二三四年)年
 一〇月二三日 比丘尼妙光・康種連署契約状(「東寺百合文書」ミ函二一号。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、
 一一二号)、ここでは大宮にある四辻親王家が宛所となっていると考えられる。しかし、円堅が実際に書状を送った
 相手は当該書状を所持している質入人妙円・広康である。

- ③ 年未詳九月八日 喜楽房円堅書状(「東寺百合文書」ヨ函一八一号。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、
 二五号)。

【史料 一一(二)一③】(①)②は、読み下の順を示す。

(本紙袖)

(切封)

①(省略)

②(省略)

①一日たいふのきみにて申候、かつらの事、みやうねんまでみちゆき候ハすは、のりすゑみみやうを、へちの御けいしやうをして給候はんする、

ことしあふみのいらんをハとめよとおほせ候けると、しやうくわうハう申候あひた、

そのやうを申て候へハ、□□□その御しやうをやかて給へく候、

(省略)

九月八日

円豎

(礼紙奥ウワ書)

「(切封墨引)

おおみやとの申させ給へ

円豎

〔内容の概要〕

来年までに桂上野庄の領有回復ができない場合は、替地として「のりすゑみやう」(のりすゑ名(所在地不明))をもらう、そのためにのりすゑ名との相博(交換)に関する契約状作成する必要があると質入人妙円・広康側の人物と考えられる「しやうくわう房」もいつていると記載した書状を質入人に送付している。

〔内容の検討〕

質入人妙円・広康側の人物かと考えられる「しやうくわう房」(史料 一―二―①)参照が交渉相手としてで
てくる。ここでも「おおみやとの」とは四辻親王家を指すが、しかし、前述したように形式的に大宮にある四辻親王

家を宛所としているが、円堅が実際に書状を送った相手は質入人妙円・広康である。なお、「少輔僧都円堅乞状案」の乞状「案」を重視すれば、つぎに論及する「同円堅内々状」の三通が該当する可能性もあることだけ指摘しておく。

(三) 三通 同円堅内々状

① 徳治三(一一三〇八)年二月一〇日 某日吉上分物借状案(「東寺百合文書」ケ函八号。大中臣千代松丸等連署)

日吉上分物借状案 上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、一三三号。

【史料 一一(三)一①】

かりうくる ひよし上ふんのようとうの事

合 五十貫文者

右くたんのようとうハ、月ごとに一貫へちに三十文のりふんをくわへて、けたいなくわきまへ候へし、たこしちもちにハ、やましろのくにかつらのかミの、ちやうしやうのてつきせうもんいんせんとうをいれおき候、このりふん、一ねんちうをけうして、しわすにあげ候へし、もしりをあげ候ハすハ、一はいす候ハ、せうもんにまかせて、この庄を一ゑんになくくしらせ給候へし、もしりふんをとしことにあげ候ハ、五かねんまでハ御まち候へ、たとひりふんをけたいなくあけて候とも、五かねんまで、もとをかへしまいらせ候ハすハ、なかくこの庄をとられまいらせ候へし、もしりふんをあくるとし、あけぬとし候ハ、四かねんに、この庄をし

らせ給候へ、もし一ねんのりふんをあけかけて、ミなもさた候ハさらんをハ、あけぬとしになされまいらせ候へし、しんけんをいれおき候うへハ、ゆめくしさいあるましく候、もしこの庄、こうしにつけて、おもいのほかに、いかなるいらんもいてき候ハ、一はい百貫文をさたしかへし候へく候、けたひし候ハ、いかなるさたをいたされ候とも、さらにしさいを申ましく候、よて、のちのためせうものしやうくたんのことし、

とくち三ねん二月十日

(紙継目裏花押半分)

〔内容の概要〕

日吉上分物である五〇貫文を一カ月一貫文につき三十文の利息(一年で十八貫文の利息となる。)で借用する。借用の担保に桂上野荘の手継証文・院宣等の文書を質入れする。利息は毎年一二月に支払う。原則として、もし利息未払いで利息額が元本の五〇貫と同額となった場合は、質流れとして質取人のものとなる。¹⁾

〔内容の検討〕

右記史料には、署判はなく、後述するように千世松丸の署判が借状正文にあつたか疑問でもあるので「某日吉上分物借状案」としておきたい。これに対し上桂荘相論文書に収められた日吉上分物借状写には千世松丸・広康・妙円三名の連署となっている(徳治三年二月一〇日〔東寺百合文書〕ヒ函四三号〔三三〕。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一六五号〔三三〕)。この千世松丸・広康・妙円の連署判の文書は、成尋から寄進された相伝文書(「目録二」)あつた文書の写と考えられる。また、この成尋から寄進された相伝文書の千世松丸・広康連署日吉上分物借状の写が「白

河本 東寺百合古文書』第一七九冊に収録されている。その『白河本 東寺百合古文書』第一七九冊の写に「妙円」が欠けているのは書写の際、奥部分の余白がなかったために省略されたか、次帖に書くのを忘れたかのいずれかと推定される。

この文書は、喜楽房円堅自筆の質取人(債権者)側作成の借状案の土代である。それゆえ内々状と称されたのである。この借状案が質入人に提示され、質入人側に伝来した。前述した【史料 一(二)①】によれば、千代松丸の署判はなかった可能性がある。その理由は、一つは徳治三(一三〇八)年二月一〇日につき同年六月三〇日にさらに一〇貫文を借用したが、その借用者は比丘尼妙円・大中臣広康連署判であり、質物は二月一〇日と同じ桂上野荘であること(徳治三(一三〇八)年六月三〇日 比丘尼妙円・大中臣広康連署日吉上分物借状(『東寺百合文書』又函七号。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、一九号)。二つめは、後述する【史料 一(四)①】の正和五(一三二六)年五月二〇日 大中臣広康・藤原氏女連署和与中分契約状(『東寺百合文書』み函二二号。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、三七号)にもその名はでてこない。ただし、和与中分契約状および【史料 一(五)①】正和五(一三二六)年五月一六日 四辻宮善統親王令旨(『東寺百合文書』ホ函一一号。上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、三四号)にある吉若丸が千代松丸である可能性は否定できないが、質入人の「目録一」には直接に千代松丸の記載はない。それに対し債権者側の質入関連目録(「目録二」)に収められている文書には「大中臣千代松丸」「千代松丸」は、四通の文書(「平ちよたい丸」を入れれば五通の可能性がある。)にその名が出てくる。ここでは、事実の指摘だけにとどめておく。

② 年月日未詳 某讓状案(『東寺百合文書』ユ函二六五号(一))。(徳治三年)月日未詳 大中臣千代松丸等連署

讓状案并売券案 上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、一五号（一）。

【史料 一（三）—②】

（紙継目裏花押半分）

（端裏書）

「うり□□もんのあん」

ゆつりわたす しりやうの事

合卷所者《やましろのくにかミの、しやうとなつく》

右のしやうハ、四つしのしんわうけより、ふちハらのうちの女《いまはすけしてほうミやうけうミやう》にゆつり給てのち、さらにしさいなくちきやうせられ、これによりて、ひろやすにゆつり給てのち、又たねんちきやうするところなり、しかるをゆいそあるによりて、したいせうもんをあひそへて、たいらのうちの女になかくゆつりわたすところなり、たのさまたけなく、しらせ給へき状くたんのことし、

〔内容の概要〕

私領の山城国上野庄が、四辻親王家より藤原氏女《今出家法名教明》に、藤原氏女《今出家法名教明》から（大中臣）

山城国上桂庄文書目録について（一）

広康へ、さらに平氏女へと譲与された。

〔内容の検討〕

四辻親王から藤原氏女(今出家法名教明)への譲与が明示されており、質入人妙円・大中臣広康も藤原氏女が教明とすることに同意していたと推認される。

【史料 一―(三)―①】同様に大中臣千代松丸の署判はなかった可能性がある。喜楽房円堅自筆の質取人(債権者)側作成の譲状案の土代である。この譲状案が質入人妙円等に提示され、質入人に伝来した。【史料 一―(二)―①】で譲状案には、広康のみの名を記載するとしており、千代松丸の署判はなかった可能性が高い。さらに、右記史料によれば、(i) 四辻親王家より藤原氏女(今出家法名教明)に譲与され、(ii) 藤原氏女(今出家法名教明)から(大中臣)広康へ譲与されて、(iii) (大中臣)広康から平氏女に譲渡されたことになっているからである。

徳治三年二月一〇日 某日吉上分物借状案(「東寺百合文書」ケ函八号。大中臣千代松丸等連署日吉上分物借状案上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三号)の裏奥下の紙継目裏花押半分と某譲状案(年月日未詳(「東寺百合文書」ユ函一六五号(一))。大中臣千代松丸等連署譲状案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一五号(1))の裏袖下の紙継目裏花押半分とは一致し、一つの花押をなすことは、岩間敬子氏の指摘の通りである。

③ 年月日未詳 某売券案(「東寺百合文書」ユ函一六五号(二))。(徳治三年) 月日未詳 大中臣千代松丸等連署売券案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一五号(2)。

うりわたす しりやうの事

合卷所者《、、、、、、》

右^{○かみの}□□^(しやう)しかるをようくあるによりて、したいせうもんをあひそへて、

百貫文になくたいらのうちの女に、うりわたすところ也、もしこうしにつけて、
いらんあらんときハ、あきらめさたをいたし候へし、

(紙継目裏花押半分)

〔内容の概要〕

私領の山城国上野庄を百貫文で平氏女へ売却する。上野庄に対して公私のいずれであれ違乱がある時は、債務者が訴訟に際して明沙汰を行うという違乱文言を載せている。⁽³⁾

〔内容の検討〕

大中臣千代松丸の署判はなかった可能性が高い。喜楽房円堅自筆の質取人(横権者)側作成の売券案の土代である。当該文書の左側の裏袖下の紙継目裏花押半分は、徳治三年二月一〇日 某日吉上分物借状案(「東寺百合文書」ケ函八号。大中臣千代松丸等連署日吉上分物借状案 上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一三号)の裏奥下の紙継目裏花押半分と同形である。当該文書の左側の裏奥下の紙継目裏花押の半分に対応する別紙があった可能性がある。そ

の別紙には、「よて、のちのためせうもんくたんのことし」「よて、せうもんくたんのことし」、「と、」というような文面が次紙に続いていても推定される。しかし、下部余白部分から見ると次紙を貼り継ぐ必要性は考えにくい。別文書が続いていた可能性があるが、今は不明とせざるをえない。

(30)

(四) 二通 広康和与状

- ① 正和五(一二三六)年五月二〇日 大中臣広康(・藤原氏女連署)和与中分契約状(「東寺百合文書」み函
一二号。大中臣広康・藤原氏女連署和与契約状 上島有編『山城国上桂庄史料』上巻、三七号)。

【史料 一(四)一①】

(端裏書)

「上桂庄和与中分正文 大中臣与対馬 正和五 五 廿」

契約 山城国上桂庄事

- 一 当庄の下地已下二於いてハ、云本田島、云新田島及在家雑物等、妙光御前半分、広康半分、くわんれいを
いたすへき事、

- 一 本家役等、すへて当庄所やく下地配分之旨を守て、おのく半分、妙光御前半分と広康半分と、可致沙汰
事、

一 此所者、祖母妙円有可被管領之由緒上者、御一期之程、おのく、以五石（式石五斗広康 式石五斗妙光御前）扶持をくわゑたてまつるへき事、

一 今度所令拝領四辻の 宮の御宛文ならひニ御契状等の正文ハ、広康かもとにあつかりをくについて、かのおんもんニはんをくわえて、妙光御前ニわたし了、かの正文一人自専すへからず、御用之時ハ可遣事、

一 かくのごとく契約之上ハ、若いさ、かといふとも事をさ右ニよせて、表裏のさたをいたして、事のわつらひを引出さんニおきてハ、所むを一方ニつけて管領すへし、其時若押妨訴訟におよは、別の罪科ニ申おこなはるへき事、

一 当庄參差出来之時者、相互可致同心合申之沙汰、就其若ハ代、若ハ替を下されハ、守此契約、可令均分事、右、当庄者、祖父故光心之時、子孫相伝すへき由、四辻の宮より 令旨を下さる、間、代々管領ヲいたす処ニ、大学寺殿より非分ニめしはなたるといゑとも、光心之子孫として、申ところ其いひあるニよて、可領掌由、重 令旨を下さる、所也、但吉若丸にあて、御下文をなさるといへとも、光心の後家妙円并広康・妙光御前等計也、就之勒索々篇目、契状を書違候、若雖一事令違犯者、日本國中大少神祇冥道、とりわけ北野の天満天神の神罰冥罰を、加判之輩可蒙者也、仍契状如件、

正和五年五月廿日

左衛門尉大中臣広康（花押）

相 共 藤原氏女（花押）

（別筆）

「このけいしやうのおもむき、一事といふとも、きやうこうさらにさをいあるへからず、のちのために、しやう

くたんのことし、

めうゑん(花押)

〔内容の概要〕

大中臣広康と妙光御前(大中臣氏女)との上桂荘に関する契約状(和与状)である。内容は、大きく二つに分かれている。一つは、上桂荘からの収益・負担をそれぞれ半分とすること。二つ目は、上桂荘の領有紛争に際し、双方が協力して上桂荘の領有権の回復をはかる。その主導権は大中臣広康が担うこと、それにともない上桂荘に関する四辻宮善統親王令旨や中分和与状の正文は広康が所持することからなっていた。それに罰文が副えられている。また、奥書として祖母妙円⁴の担保文言が載せられている。

〔内容の検討〕

妙光御前に宛てた広康の和与中分契約状であろう。上島有編『山城国上桂庄史料』の「相共藤原氏女」に傍注で「妙光」とするが「妙光」は「大中臣」であり、花押も異なっているように思われる。また、相共は連帯保証人的立場の人物を指すので藤原氏女は大中臣妙光ではなく大中臣広康の配偶者などと想定されるため妙光ではないと考えられる。当該和与中分契約状の文言には、和与中分契約状の正文は大中臣広康が所持するとなっており、その正文は大中臣広康と妙光御前(大中臣氏女)の連署判された文書と推定される。それゆえ、【史料 一(四)一①】では、広康から妙光御前に対し和与中分契約状の案文と記載されているが、しかし、端裏書にある通り様式としては正文である。

また、妙円の副書は妙光御前に対する担保文言である。妙円の花押に関して徳治三年二月一〇日 大中臣千代松丸

等連署売券（「東寺百合文書」へ函一一号。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、一四号）にある妙円の花押だけがその後用いられている「めうゑん」の花押と異なることも指摘しておきたい。紙継目裏に妙円と広康の裏花押がある。

- ② 文保元（一一三二）年二月二五日 大中臣広康置文写（「白河本 東寺百合古文書」第五九冊。上島有編「山城国上桂庄史料」上巻、五〇号）

【史料 一一（四）②】

四つしの入道親王の御領上かつらの庄ハ、はんふんの領主として、内外のさたをいたし、よろつ合力を申へき由、正和五年ニさため申候へとも、いまはかひくしくひけいのちからあるましく候へハ、内外につけて御ひけい候て、なかく一ゑん二めうくわう御せん御くわんれい候、よて正和の契状、ならひに同時の四つしとの、令旨等もあいそへて、まいらせ候へき所ニ彼文書已下もとめうしないで候、さやうのもんそにて、わつらひ申候ハ、たう人にて候へき上ハ、重科ニ申おこなわれ候へく候、よてのちのためくたんのことし、

文保元年十二月十五日

広康（花押影）

〔内容の概要〕

上桂庄の領有権の回復の責任者である大中臣広康が、所持していた上桂庄に関する四辻宮善統親王令旨や中分和与

状の正文を紛失したため自分は辞退し、上桂荘の領有権回復訴訟を妙光御前に任せる。

〔内容の検討〕

大中臣広康は所持してきた正和五(一二三六)年五月一六日付四辻宮善統親王令旨二通や中分和与状の正文などを紛失した。これにともない妙光と合力して上桂荘の奪還のため内外の秘計を実行するための他の支証文書の正文・案文も紛失した可能性がある。例えば、保管されていた可能性のある上桂荘関係文書として質取人に質入れた四辻親王関係状等の案文や平氏女へ提出した借状・売券・讓状(作成は円堅と推定)正文の案文を考えることができる。もし、讓状の案文が存在していれば、妙光による上桂荘文書寄進に際し、上島氏が強調する平氏女側の讓状に関する謀作文書は見破ることができたかもしれない。